



SSC通信

第1号 平成20年6月5日発行

発行 小林市スクールサポートセンター
 住所 小林市大字細野184番地1 小林小学校内
 TEL 0984-23-3516 FAX 0984-23-3576
 Email h45ksscoa@miyazakic.ed.jp



公立学校共済組合の給付事業

毎月の給与明細書の中に、「共済短期掛金」という項目があり、一定の金額が差し引かれています。掛金は個人負担額と同額を県が補助して、次のような給付事業に使われています。自動給付以外は本人請求です。

ケガや病気をしたとき

療養の給付
 組合員及び被扶養者へ医療費の7割給付

療養費・家族療養費
 保険医療機関外の医療機関等での療養に対して、共済組合が認めたときは7割給付

一部負担金払戻金・家族療養費附加金
 自己負担額が1件につき2万円を超えるときは超える額を給付

入院付加金
 組合員が5日以上入院したとき1日につき500円給付



入院時食事療養費
 1食につき260円自己負担、差額を給付

保険外併用療養費
 一定の条件を満たしていれば7割給付

訪問看護療養費・家族訪問看護療養費
 訪問看護サービス等を受けたときは7割給付

移送費・家族移送費
 医師の指示で入院や転医のときは歩行不能であれば、7割給付 ※共済への事前連絡が必要

高額療養費・家族高額療養費
 自己負担額が基準額を超えたときは超えた分を給付

休業したとき

傷病手当金・傷病手当金附加金
 傷病による休職の2年目から、または退職した月の翌月から1年6月給付（任意継続組合員）

休業手当金
 被扶養者の病気や負傷等により欠勤するなど社会通念上やむを得ないと認められる理由により欠勤した場合、日給の60/100を給付

育児休業手当金
 例月支給分（育休開始～1歳の誕生日前日）
 ・給料日額×30/100×1,25×例月支給日数
 復帰後支給分（誕生日前日から6月経過時）
 ・給料日額×20/100×1,25×例月支給日数

介護休業手当金
 組合員が介護休業をした場合に支給

結婚したとき

結婚手当金・・・8万円



出産したとき

出産費・家族出産費・・・35万円
附加金・・・5万円



災害にあったとき

災害見舞金・災害見舞金附加金
 損害の程度に応じて一定額を給付

死亡したとき

埋葬料・家族埋葬料・・・5万円
附加金・・・2万5千円

6月30日は期末勤勉手当の支給日です。明細をチェックしてみましょう！

- ・新規採用職員、常勤講師の方で、平成19年12月2日以降に、本県の常勤講師としての勤務期間がある場合、その期間も含めて算定されているか。
- ・扶養家族である高校生や大学生(22歳の年度末まで)などに扶養手当5千円が加算されているか。